

二次防壁の溶接施工法承認試験等に関する事項

改正規則等

鋼船規則 GF 編

鋼船規則検査要領 GF 編及び N 編

改正事項

二次防壁の溶接施工法承認試験等に関する事項

改正理由

鋼船規則 N 編 6 章には IGC コードに基づき、液化ガスばら積船の貨物タンク、プロセス用圧力容器及び二次防壁の溶接施工法承認試験に関する要件を規定している。このうち、二次防壁に関する同要件の運用については、各船級の判断に委ねられていることから、本会では船体構造の一部が二次防壁を構成する場合を考慮し、原則として鋼船規則 M 編 4 章の規定を準用することとしている。

同承認試験の一環で実施する衝撃試験の試験温度にあつては、IGC コードでは母材の設計温度に基づく温度としている一方、鋼船規則 M 編 4 章では母材の種類ごとに一定の温度としている。二次防壁が確保すべき靱性レベルは、その機能面から、IGC コードの規定による貨物タンク等の一次防壁と同等として問題ないと考えられることから、二次防壁に対する当該試験温度を一次防壁に整合させる取扱いが明確になるよう、関連規定を改めた。

なお、低引火点燃料船に対しても同様の要件を規定していることから、上記主旨に基づき鋼船規則 GF 編の関連規定も改めることとした。

改正内容

- (1) 二次防壁の溶接施工法承認試験における衝撃試験温度を改めた。
- (2) 貨物タンク、プロセス用圧力容器及び二次防壁に対する製品溶接確認試験時の衝撃試験温度を改めた。

改正条項

鋼船規則 GF 編 表 GF7.5

鋼船規則検査要領 GF 編 GF16.3.3, GF16.3.4, GF16.3.5

鋼船規則検査要領 N 編 N6.5.3, N6.5.4, N6.5.5